

## 1 事業名

所沢市病院事業の設置等に関する条例及び所沢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

## 2 事業の概要

地方自治法の一部改正に伴い、引用条項について所要の改正を行うものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

法の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の対応が見込まれる。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

地方自治法

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第35号 所沢市病院事業の設置等に関する条例及び所沢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

◎所沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正（第1条関係）

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

◎所沢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正（第2条関係）

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。